

調布市下水道事業公営企業会計適用支援業務委託事業者候補選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

調布市下水道事業公営企業会計適用支援業務委託事業者候補選定に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「本実施要領」という。）は、「調布市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、調布市下水道事業公営企業会計適用支援業務委託（以下「本業務」という。）事業者候補選定について、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 件名

調布市下水道事業公営企業会計適用支援業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、平成32年4月に予定している調布市下水道事業における地方公営企業法に基づく公営企業会計の適用（以下「法適用」という。）及び適用後の公営企業会計による新予算・新決算事務に向け、必要な事務手続きや作業等を円滑に進めるため、包括的な支援を行うことを目的とする。

(3) 委託期間（業務期間）

平成30年6月1日から平成33年9月30日までの期間（それぞれ単年度契約）を想定しているが、単年度契約の更新はあくまで契約後の履行状況に応じたものであり、本業務に係る委託事業者の候補選定はそれを約するものではない。

(4) 業務の内容

以下に掲げる事項について、随時市と緊密に協議を行い、進捗状況の管理に係るコンサルティング及び事務局の運営支援等を行う。詳細は【別紙1】のとおりとする。

ア 法適用後の事務処理体制・業務フローの整理	【平成30・31年度】
イ 関係部局との調整	【平成30・31年度】
ウ 例規等の制定及び改廃	【平成30・31年度】
エ 会計処理上必要な帳簿の検討	【平成30・31年度】
オ 予算科目及び勘定科目の設定	【平成30・31年度】
カ 法適用年度の予算編成	【平成30・31年度】
キ 法適用前年度の打切決算・開始貸借対照表の作成等	【平成31・32年度】
ク 職員研修	【平成30・31年度】
ケ 法適用後の日常経理・予算及び決算事務	【平成32・33年度】
コ その他法適用に必要な業務	【平成31・32年度】

(5) 法適用の主な準備状況及び想定スケジュール

前項(4)に関連する法適用の主な準備状況及び想定スケジュールは、【別紙2】のとおり予定している。なお、前項(4)の【 】に記載した年度は、主な取組時期を参考までに記載している。

(6) 予算措置（見積限度額）

平成30年第1回調布市議会定例会の議決をもって平成30年度予算が決定するため、本契約は、予算等の必要事項が議決されることを前提とする。

平成30年度見積限度額 3,996,000円（税込み）

※ 平成31年度以降の予算等について

本業務の継続業務となる平成31年度以降の予算については総額12,950,000円（税込み）を要求の予定である。なお、大幅な制度改正等がなく、かつ、業務の履行が良好であること及び実施可能な予算配当があることを条件に特命随意契約を予定している。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 応募資格

申込み時において、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 次に掲げるいずれかの営業種目において、調布市での競争入札参加資格を有していること。
 - ア 都市計画・交通関係調査業務
 - イ 市場・補償鑑定関係調査業務
 - ウ その他の業務委託等
- (2) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (6) 過去3年間（平成27年度から平成29年度まで）において公共下水道事業での本業務に類似する業務受託実績を5団体以上（うち法適用完了実績を2団体以上）有すること。
- (7) 本業務の担当者は、地方公営企業法に基づく公営企業会計に関する専門的知識を有し、過去3年間（平成27年度から平成29年度まで）において公共下水道事業での本業務に類似する業務受託契約案件で担当者として実績のある公認会計士（6ヶ月以上直接雇用する者）を1人以上配置すること。

5 募集内容

(1) 募集方法

市ホームページ及び下水道課窓口（調布市役所8階）配布により平成30年3月26日（月）から平成30年4月6日（金）正午まで募集を案内する。

(2) 応募方法

本実施要領に基づくプロポーザルへ応募する事業者（以下、「応募事業者」という。）は、平成30年3月27日（火）から平成30年4月6日（金）正午までに、以下の書類を必要部数用意し、下水道課窓口へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。

書類	部数
①参加申込書（様式1）	1部
②業務実績（様式任意） 過去3年間（平成27年度から平成29年度まで）において公共下水道事業での本業務に類似する業務受託実績（契約相手方・契約期間）を5団体以上（うち法適用完了実績を2団体以上）記載	
③経歴書（様式任意）及び公認会計士資格証明書（写） 経歴書には、担当者として実績のある過去3年間（平成27年度から平成29年度まで）において公共下水道事業での本業務に類似する業務受託契約案件を記載すること。また、担当者の雇用期間も明記すること。 なお、担当者が複数ある場合には、そのうち本業務実施にあたり事業者側において中心となって市との連絡調整、資料作成等を行う主たる担当者を必ず明記すること。	
④会社概要（様式任意） 事業者名、代表者名、資本金、事業内容、本業務を担当する支店又は営業所等の名称及び所在地を必ず記載	

(3) 参加資格審査及び結果通知

応募事業者の参加資格を審査し、その結果を平成30年4月9日（月）にEメール等で通知する。

なお、参加資格を満たしていないと判断された応募事業者は、その理由について、平成30年4月11日（水）正午までに下水道課窓口へ書面持参又は郵送（必着）にて説明を求めることができる。

(4) 企画提案

参加資格を満たすと判断された事業者（以下「参加事業者」という。）は、平成30年4月20日（金）正午までに、以下の書類を必要部数用意し、下水道課窓口へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。

また、提出書類は、以下の点を満たすものであること。

ア 提出書類の内容は、参加事業者が責任をもって履行できる内容であること。

イ 「2 業務概要」に記載のない事項であっても、参加事業者の判断により本業務に必要と思われる業務がある場合、提案できるものとする。また、「2 業務概要」は必要最低限度の要件を定めたものであるため、内容を満たす代替提案についても認めるものとする。ただし、その経費は見積額に含めるものとする。

ウ ①企画提案提出書以外の書類は、事業者名など参加事業者が類推される記載を避けること。

書類	部数
①企画提案提出書（様式2）	1部
②企画提案書（様式任意） 「2 業務概要」を達成するために必要な業務推進方法等についてA4判16ページ以内（表紙及び裏表紙を除く。横書き・文字サイズ10.5pt以上。各ページ下部にページ番号を記載。A3判の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A4判2ページ分とカウント。表紙には企画提案のタイトルのみ記載）で記入すること。 また、作成にあたっては、必ず以下の項目を盛り込むこと。 ア 本業務にあたっての基本的な考え方 イ 本業務の進行管理及び当市との効果的な連携の考え方 ウ 本業務の実施計画、手順及び想定スケジュール 次年度以降における継続業務を含めた提案も含むものとする。 エ 業務実績、実施体制及び配置担当者の特徴 業務実績は、過去3年間（平成27年度から平成29年度まで）における公共下水道事業での本業務に類似する業務受託実績団体数・法適用完了実績団体数を必ず記載すること。また、本業務を実施するうえでの実施体制及び配置担当者の特徴を記載すること。 オ その他本業務を実施するうえでも有効と考える追加の提案	7部
③企画提案のポイント（様式任意） 企画提案書で提案した内容で最もアピールしたい点をA4判片面1枚で記載	
④年度別見積内訳書（様式任意） A3判1枚で作成し、本実施要領「2(5)業務の内容」の項目が網羅されたものとする。	

(5) 質問・回答

応募事業者又は参加事業者からの質問は、質問書（様式3）に記入のうえ以下の期間にて電子メールにより受け付ける。受信確認のため、メール送信後に必ず電話連絡をすること。また、メール

送信にあたっては、本件プロポーザルに関する質問である旨とその内容、事業者名及び担当者名を明記すること。回答は、応募に必要なと判断される質問のみについて行うこととし、以下の回答期日までに随時市のホームページに掲載する。なお、応募に必要ないと判断した質問の場合はその旨を回答する。また、質問が応募に必要なと判断しがたい場合は、当該質問を行った事業者に質問主旨を確認することがある。

①応募方法及び参加資格（業務内容等）に関する質問	
質問受付期間	平成30年3月26日（月）～平成30年3月30日（金）正午
回答期日	平成30年4月3日（火）
②企画提案に関する質問	
質問受付期間	平成30年3月26日（月）～平成30年4月11日（水）正午
回答期日	平成30年4月16日（月）
③参加資格審査結果に関する質問	
質問受付期間	平成30年4月9日（月）～平成30年4月11日（水）正午
回答期日	平成30年4月16日（月）
④事前審査（書類審査）結果に関する質問	
質問受付期間	平成30年4月27日（金）～平成30年5月7日（月）正午
回答期日	平成30年5月8日（火）
⑤選定結果に関する質問	
質問受付期間	平成30年5月15日（火）～平成30年5月18日（金）正午
回答期日	平成30年5月24日（木）

6 審査概要

(1) 審査委員会

「調布市下水道事業公営企業会計適用支援業務委託事業者候補選定に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、企画提案書等の審査を行う。

(2) 委員構成

委員会委員（以下「委員」という。）は、環境部下水道課長、環境部下水道課職員1人、行政経営部政策企画課職員1人、行政経営部財政課職員1人及び会計課職員1人の5人以内で構成する。

なお、任命を受けた職員がやむを得ない事情により欠席する場合課内の他の職員を代理として出席させることができる。

(3) 審査方法

ア 事前審査

(ア) 参加事業者が6者以上であった場合、委員会において企画提案書等の書類審査（以下「事前

審査」という。)を行い、得点の高い順に上位5者までを書類及びプレゼンテーション審査(以下「本審査」という。)の対象とする。なお、参加事業者が5者以下であった場合、事前審査は行わない。

- (イ) 事前審査の結果は、参加事業者に対し、平成30年4月27日(金)までに書面及び電子メールで通知(発送)する。
- (ウ) 事前審査を通過しなかった事業者は、審査結果について、平成30年5月7日(月)正午までに書面(電子メールでの送信可)にて説明を求めることができる。

イ 本審査

- (ア) 事前審査を通過した上位5者(参加事業者が5者以下であった場合は、全参加事業者)に対して、本審査を平成30年5月11日(金)に実施する。

なお、事前審査を通過した事業者が本審査への参加を辞退した場合、事前審査を通過しなかった下位の事業者の繰り上げは行わない。

- (イ) プレゼンテーションにあたっては、企画提案書・企画提案のポイント・年度別見積内訳書のみを用いて企画提案内容説明と質疑応答を行う。なお、出席者は5人以内とし、説明は、本業務実施時の配置担当者が行うものとする。

ウ 評価(予定)

- (ア) 委員は、参加事業者から提出された企画提案書等の書類審査を行うとともにプレゼンテーションを受け、以下の項目で企画提案内容を総合的に評価する。

- a 業務実績及び実施体制
- b 理解度及び分析力
- c 企画提案能力及び創造性
- d 業務遂行能力
- e 見積額

なお、委託事業者候補の選定にあたっては、評価得点に最低基準を設け、参加事業者の評価得点が基準に満たないときは、当該参加事業者を委託事業者候補として選定しない。

- (イ) 参加事業者の評価は、加点方式により行う。

エ 選定

- (ア) 各委員は、審査基準による評価得点の高いものから参加事業者の順位を定めるものとする。
- (イ) (ア)により、複数の参加事業者において評価得点が高点のときは、各委員は総合的な評価により、当該参加事業者の順位を定めるものとする。
- (ウ) (ア)及び(イ)により、委員から最も多く第1位の順位を獲得した参加事業者を委託事業者候補として選定する。なお、複数の参加事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該参加事業者において第2位の順位獲得数の多い参加事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該参加事業者において、各委

員の評価得点の合計が最も高い参加事業者を上位とする。

(エ) 複数の参加事業者から応募があった場合は、第2位の順位以下についても順位を定めるものとする。

(オ) 委託事業者候補選定後、上位の参加事業者が辞退又は失格となったときは、下位の参加事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

オ 選定結果の報告

委員会は選定結果を市長に報告する。

カ 委託事業者の決定

市長は、前項の報告に基づき調布市下水道事業公営企業会計適用支援業務委託事業者候補を決定する。

キ 選定結果の通知

(ア) 本審査を行った全参加事業者に対し、平成30年5月15日（火）までに選定結果を書面及び電子メールで通知（発送）する。

(イ) 選定結果に関する問い合わせ

最終選定されなかった参加事業者は、選定結果について、平成30年5月18日（金）正午までに書面持参又は郵送（必着）にて説明を求めることができる。

7 契約締結

(1) 選定の結果、第1位となった候補者と本業務の契約締結に向けた調整を行う。ただし、下記のいずれかに該当し契約締結ができない場合には、次の順位の候補者と調整を行う。

ア 審査後に本要領に定める要件を満たすことができなくなった場合

イ 契約締結に向けた調整が成立しない場合

ウ 本契約の締結を辞退した場合

エ その他の理由により契約締結ができなくなった場合

(2) 本プロポーザルは企画・提案能力のある事業者を選定するものであるため、契約締結に向けた調整の際に、候補者と市の間で協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。

(3) 契約締結予定日は平成30年6月1日とする。

8 日程（予定）

年 月 日	事 項
平成30年3月26日（月）	公示・募集開始日
平成30年3月26日（月）	応募方法及び参加資格に関する質問受付開始日
平成30年3月30日（金）正午	応募方法及び参加資格に関する質問受付締切日
平成30年4月3日（火）	応募方法及び参加資格に関する質問回答期日
平成30年3月27日（火）	参加申し込み開始日
平成30年4月6日（金）正午	参加申し込み締切日
平成30年4月9日（月）	参加資格審査結果通知日
平成30年4月9日（月）	参加資格審査結果に関する質問受付開始日
平成30年4月11日（水）正午	参加資格審査結果に関する質問受付締切日
平成30年4月16日（月）	参加資格審査結果に関する質問回答期日
平成30年3月26日（月）	企画提案に関する質問受付開始日
平成30年4月11日（水）正午	企画提案に関する質問受付締切日
平成30年4月16日（月）	企画提案に関する質問回答期日
平成30年4月9日（月）	企画提案書等受付開始日
平成30年4月20日（金）正午	企画提案書等受付締切日
平成30年4月26日（木）	事前審査（書類審査）実施日 ※参加事業者が6者以上であった場合のみ実施
平成30年4月27日（金）	事前審査（書類審査）結果通知期日
平成30年4月27日（金）	事前審査（書類審査）結果に関する質問受付開始日
平成30年5月7日（月）正午	事前審査（書類審査）結果に関する質問受付締切日
平成30年5月8日（火）	事前審査（書類審査）結果に関する質問回答期日
平成30年5月11日（金）	本審査（書類及びプレゼンテーション審査）実施日
平成30年5月15日（火）	選定結果通知期日
平成30年5月15日（火）	選定結果に関する質問受付開始日
平成30年5月18日（金）正午	選定結果に関する質問受付締切日
平成30年5月24日（木）	選定結果に関する質問回答期日
平成30年6月1日（金）	契約締結予定日

9 参加の辞退

本件の参加申し込み後に参加を辞退する場合には、速やかに環境部下水道課に連絡のうえ、「参加辞退届（様式4）」を書面持参又は郵送（必着）により環境部下水道課に提出すること。

10 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（以下「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開とされていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。

ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容、方法等

本プロポーザルの募集内容及び選定結果について、ホームページにおいて適宜、市民に情報提供する。なお、選定結果については、委託事業者候補の決定後に以下の内容を公表する。

ア 事前審査

応募事業者数及び審査を通過した応募事業者の名称を公表する。

イ 本審査

参加事業者及び選定事業者の名称を公表するが、審査における各事業者の評価得点は、選定された事業者以外は事業者名を明記せずに公表する。

11 その他

(1) 事業者から提出された書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

(2) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本件の参加を失格とする。

ア 「4 応募資格」に記載した条件を満たさなくなった場合

イ 提出書類が提出期限後に到達した場合

ウ 必要な提出書類が揃っていない場合（必要事項が未記入、押印がないものを含む。）

エ 提出書類に虚偽の記載があった場合

オ 見積額が予算額を超える場合

カ 談合その他不正行為があった場合

(3) 応募に際して要した費用は、応募事業者の負担とする。

(4) 本プロポーザルは契約の相手方となる候補者を選定するものであり、契約締結することを確約するものではない。

12 問い合わせ先

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1 調布市役所 8 階

調布市 環境部 下水道課 庶務係（担当：高橋，山口，伊藤）

電話：042-481-7228 F A X：042-481-7550

窓口受付時間：午前 9 時～正午，午後 1 時～午後 5 時（土日祝日を除く）

電子メールアドレス：gesui@w2.city.chofu.tokyo.jp

附 則

この要領は，平成 3 0 年 3 月 2 3 日から施行し，本委託業務に係る委託契約の締結をもって廃止する。